

指定管理者に関する Q&A

Q1 指定管理者制度とはどのようなものですか？

A1 地方自治法の一部改正により、これまでの管理委託制度に代わり、新たに創設された制度で、公の施設の管理を、議会の議決を経て、町の指定を受けた「指定管理者」が管理を代行するというものです。指定管理者には民間事業者を含めた法人その他の団体（以下「法人等」という。）が対象となり、公の施設の管理運営に民間のノウハウも導入することで、使用者にとつて施設をより利便性の高いものにするとともに、経費の節減を図ることを目的としています。

Q2 管理委託制度と指定管理者制度にはどのような違いがあるのですか？

A2 管理委託制度と指定管理者制度には主に3つの違いがあります。

(1) 公の施設を管理する法的な根拠の違い

公の施設を管理する法的な根拠として、これまでの管理委託制度では委託契約によっていましたが、指定管理者制度では町と協定を締結することになります。

(2) 公の施設を管理できる対象の拡大

管理委託制度では、委託先が公共団体等に限定されていましたが、指定管理者制度では、こうした限定はありません。したがって、株式会社などの民間事業者も指定管理者として指定されれば、公の施設を管理することができます。

ただし、法人等に限定されていますので、個人では指定管理者となることはできません。

(3) 公の施設を管理する法人等が行うことのできる業務が拡大

施設を管理する法人等は、これまでの管理委託制度では、施設の利用者に対する使用許可までは行うことができませんでしたが、指定管理者制度では、使用許可も指定管理者が行うことができます。

Q3 指定管理者が公の施設の管理を行うには、一般的にどのような手続が必要ですか？

A3 指定管理者に公の施設の管理を行わせるには、議会の議決を経て、最終的に町が指定管理者を指定しますが、それまでには数多くの手続を必要とします。

(1) 指定管理者の公募

指定管理者の選定は原則公募により行います。これは、できる限り多くの法人等から事業計画書等を提出していただき、その中で最もふさわしいものを選んでいくという方法が最善と考えるからです。

公募は募集対象となる各施設ごとに行い、準備が整った施設から順次、町の掲示板や広報紙、ホームページに掲載します。

(2) 指定管理者の候補者を選定

町の公募に対して申請を行った法人等については、提出された事業計画書等を、選定の基準に照らして審査し、その施設の管理を行うのに最も適している法人等を、指定管理者の「候補者」として選定します。

この選定の基準は、次のとおりです。

- 1 利用者の平等な利用の確保及びサービスの向上が図られること。
- 2 事業計画書の内容が、公の施設の効用を最大限に発揮するとともに、施設の適切な維持管理及び、それらに係る経費の縮減が図られるものであること。
- 3 事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う人員、資産その他の経営の能力及び規模を有しており、または確保できる見込みがあること。
- 4 その他に、公の施設の性質または目的に応じて町長が別に定める事項

公募の際には、対象となる施設ごとに具体的に明示されることとなりますが、候補者として選定されるためには、選定の基準の全部を満たすことが必要です。

(3) 指定管理者の指定の議決

指定管理者の指定には、あらかじめ議会の議決が必要です。指定管理者の候補者として選定した法人等について、指定管理者に指定する旨を議案として町議会に提出し、議決を経ることになります。

(4) 指定

議案が可決されると、町はその候補者を指定管理者として指定する通知を行います。

(5) 協定の締結

指定管理者が管理する公の施設については、公募の際、できる限りその概要、管理条件等を明示しますが、具体的に管理をする段階では、さらに詳細な管理条件などについて、町と指定管理者との間で取り決めておくことが必要になります。この取り決めを「協定」といい、指定に伴い協定の締結を行います。

Q4 公募をすることなく指定管理者の指定手続を行う場合もあるのですか？

A4 指定管理者の指定手続については、あくまで公募によることが原則ですが、公の施設の中には、地域住民との密着度が非常に高い場合や、緊急に指定管理者を指定する必要がある場合など、必ずしも公募になじむとはいえないものもあると考えており、そうした公の施設については、例外的に公募をすることなく指定管理者の指定手続を行う場合もあります。

ただし、公募をしない場合でも、Q3に対してお答えした(2)以降の手続については全て実施します。

Q5 指定管理者として指定された法人等は、永久にその施設の管理を行うのですか？

A5 地方自治法第244条の2第5項には、「指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。」としていますが、一旦指定管理者として指定されたからといって、永久にその法人等がその公の施設を管理することにはなりません。

指定の期間は、施設の状況や業務の性質・内容により異なりますが、町では3年から5年としています。このため、指定の期間が満了する前に、期間満了後の新たな指定管理者の指定のため、公募等の手続を行います。

なお、一度指定管理者として指定された法人等を、再度指定管理者として指定することに、特に法律上の制限はありませんので、公募による選定の結果、同じ法人等が指定管理者として指定されることはあり得ます。

また、同じ法人等が、同時に複数の公の施設の指定管理者に指定されることについても、特に法律上の制限はありませんので、可能です。

Q6 公の施設の管理を行うに当たって、指定管理者にはどのような義務があるのでしょうか？

A6 指定管理者は、申請の際に提出した事業計画書に基づいて公の施設の管理業務を行うこととなりますが、町は公の施設の設置者として、指定管理者の業務状況を把握すべき立場にあります。

そこで、地方自治法第244条の2第7項の規定に基づき、指定管理者は、町に対し毎年度終了後一定期間内(町では、条例で年度終了後30日以内と定めています。)に、事業報告書により公の施設の管理状況を報告しなければなりません。なお、事業計画書は予算に、事業報告書は決算に当たります。

また、町は指定管理者に対し、公の施設の管理上必要な指示や調査を行うことができ、これらに従わない場合、町は指定管理者に対する指定を取り消したり、その効力の全部又は一部を一定期間停止させたりすることができます。こうした法律上の義務のほか、「七飯町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例」には、次のような義務が定められています。

- (1) 指定の期間が満了したとき、または指定を取り消され、若しくは指定の効力を停止されたときは、原則として速やかに管理を行わなくなった施設または設備を原状に回復すること。
- (2) 故意や過失により施設または設備を損壊し、または滅失したときは、原則としてそれによって生じた損害を町に賠償すること。
- (3) 施設の管理に当たって個人情報を取り扱うときは、その個人情報の適正な取扱いのために必要な措置を講ずること。
- (4) 施設の管理に係る業務に関して知り得た個人情報を、みだりに他人に知らせ、または不当な目的に使用しないこと。

Q7 指定管理者制度を導入する公の施設には、どのようなものがありますか？

A7 七飯町では、これまで次の公の施設について指定管理者制度を導入しています。

- ・大沼国際セミナーハウス(大沼町)
- ・七飯町大沼森林公園(大沼町)

- ・精神障害者通所授産施設「ぽぽろ館」(鳴川1丁目)
- ・さくら共同作業所(鳴川5丁目)
- ・学童保育クラブ(町内4箇所)
- ・ゲートボール場(町内2箇所)
- ・パークゴルフ場(町内2箇所)
- ・七飯町大沼国際交流プラザ(大沼町)
- ・道の駅なないろ・ななえ(峠下)

また、今後も、実施可能な施設について検討し、準備が整った段階で順次導入をしていく予定です。なお、町が直接管理する施設は、役場や出張所、学校などです。

Q8 町で指定管理者制度を導入することとした公の施設と、そうでない公の施設との違いは何ですか？

A8 どの公の施設に指定管理者制度を導入するかについて、町では次の基準により検討し判断しました。

- (1) 法律等により、民間事業者等が行うことに明確な制約がない。
- (2) 民間事業者等に行わせることにより、住民ニーズにあった開館日や開館時間の拡大など、サービスの充実や民間事業者等のノウハウの活用が期待できる。
- (3) 民間事業者等に行わせることにより、行政コストの削減が期待できる。
- (4) 民間事業者等が同様または類似するサービスを提供している。
- (5) 施設が提供するサービスの専門性や特殊性、施設の規模等を勘案して、民間事業者等も行うことができる。
- (6) 利用料金制度を導入することにより、収益が期待できる施設である。

町の公の施設について、平成17年度時点で公的団体等に管理を委託しているものと、町が直接管理しているものに区分し、前者については、特に廃止や民間への移行の予定がある等の事情がない限り、指定管理者制度を導入し、後者については法律上の支障、設置目的や採算性の重要度、廃止の予定等を考慮し、その上で差し支えないものについて指定管理者制度を導入していきます。

Q9 指定管理者制度を導入せず、町が直接管理することとした公の施設については、永久に指定管理者制度を導入しないのでしょうか？

A9 指定管理者制度を導入する、あるいはしないとの判断は、あくまで現時点での判断です。判断の前提となった導入基準についても、今後必要に応じ見直すことも十分に考えられます。また、法律により制約がある施設についても、その法律が改正されることも考えられます。

したがって、指定管理者制度を導入する公の施設の範囲が今後拡大していくことも当然考えられますので、施設の管理について状況に応じ有効な方法を検討していきます。